

神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱

令和4年9月1日 こども家庭局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯の負担を軽減し、子どもの進路選択の幅を広げるため、高校生等の通学定期券の購入に要する経費について予算の範囲内で補助することに関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校に在学する者
 - イ 法第1条に規定する高等専門学校に在学し、第3学年の課程を終了するまでの者
 - ウ 法第124条に規定する専修学校の高等課程に在学する者（法第1条に規定する高等学校を卒業した者を除く。）
 - エ 法第134条に規定する各種学校で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民を専ら対象とするものに在学する者
- (2) 高等学校等 高校生等が在学する学校をいう。
- (3) 公共交通 新幹線を除く鉄道、バス、ポートライナー、その他市長が認めた公共交通機関をいう。
- (4) 通学定期券 自宅と高等学校等との間を継続的に往復するために公共交通を利用する高校生等に対して、鉄道事業者又はバス事業者等が1箇月以上の一定期間を利用単位として発行する券（携帯情報端末等で利用できるアプリケーションにおいて取り扱う定期券等を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件をすべて満たす者（以下「対象高校生等」という。）の保護者（法第16条に規定される者をいう。以下本要綱において同じ。）とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- (1) 通学定期券を利用する高校生等に該当すること（交付の申請を行う日から12か月前までの間に該当していた場合を含む）
- (2) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係者ではないこと

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住民基本台帳法の規定に基づき神戸市の住民基本台帳に登録されている高校生等が通学のために利用する通学定期券の、購入に要する経費とする。別表の事由に該当する場合は、別表右欄によって算出した額を補助対象経費とする。なお、補助対象経費の計算は通学定期券1枚ごとに行い、複数枚あるときはそれらを合計した金額を補助対象経費とする。

2 補助対象となる通学定期券は、有効期間の始期が、当該補助金の交付を受けようとする年度（毎年4月1日から翌年3月31日。以下同じ。）の4月1日から3月31日までの間のものに限る。ただし、有効期間が年度をまたぐ通学定期券については、有効期間の始期が前年度であっても当該年度の補助対象とすることができる。

3 鉄道の利用に係る特急料金は、補助対象経費から除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象高校生等ごとに算出するものとし、前条に定める補助対象経費から144,000円及び次に掲げる額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、別表の第2項から第4項のいずれかに該当するときの補助金の額は、前条に定める補助対象経費から、別表の第2項から第4項に基づき算出対象期間から除かれる期間を除いた月数に12,000円を乗じた額及び次に掲げる額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 紛失等の理由により同一の公共交通について通学定期券を重複して購入した期間がある場合においては、先に購入した通学定期券について重複する期間にかかる通学定期券の購入に要する経費を日割りにより計算した額。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(2) 別表第8項の転学、住民基本台帳法第23条の転居、又は自宅と高等学校等との間の通学区間の経路の変更をした場合においては、次に掲げる額。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

ア 自宅から転学前の高等学校等までの通学区間の経路、転居前の住所からの通学区間の経路又は経路の変更の前日までの経路にかかる通学定期券について、転学の日、転居の日又は経路の変更の日以後の期間にかかる通学定期券の購入に要する経費を日割りにより計算した額

イ 自宅から転学後の高等学校等までの通学区間の経路、転居後の住所からの通学区間の経路又は経路の変更の日以後の経路にかかる通学定期券について、転学の前日、転居の前日又は経路の変更の前日までの期間にかかる通学定期券の購入に要する経費を日割りにより計算した額

2 前項の計算に関し、100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 対象高校生等一人当たりの補助限度額は、一年度につき30万円とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第3項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を書面又は電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下本要綱において同じ。）によって、当該補助金の交付を受けようとする年度の1月4日（1月4日が神戸市の休日を定める条例（平成3年3月28日条例第28号）第2条に定める本市の休日に該当する場合は、本市の休日の翌日とする。）から翌年度4月の第2金曜日までの間に、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 補助対象経費にかかるすべての通学定期券の写真。ただし、次のアイをともに満たす場合には、申請しようとする通学定期券のうち、有効期間が最も新しい通学定期券の写真と、高等学校等が対象高校生等の通学区間を確認した書類（学生証の通学定期券発行控等）を提出することとし、その他の通学定期券の写真の提出を省略することができる。
ア 別表第8項の転学、住民基本台帳法第23条の転居、又は自宅と高等学校等との間の通学区間の経路の変更がない場合。

イ 通学定期券の購入区間ごとに、購入期間の種別及び金額がすべて同一である場合。

(3) 対象高校生等が法に規定される通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）に在学し別表の第9項に該当するときは、在学する高等学校等が発行する通学日数証明書（月ごとの対象高校生等の通学日数が明記され、月12日以上の通学をしたことが証明されるもの）

(4) その他市長等が必要と認める書類

2 前項第2号但し書きにより提出を省略した通学定期券の写真について、申請者は、算出対象期間を含む年度の末日の翌日から起算して1年間、保存しなければならない。

3 前2項の規定について、災害その他市長がやむを得ないと認める場合には、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、書面又は電磁的記録により、次に掲げる書類をもってすみやかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、書面又は電磁的記録により、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の電磁的記録による通知は、電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条第1項による補助金の交付決定後、すみやかに申請者の振込指定口座に補助金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条の規定による通知を受けた場合において、補助金規則第9条による申請の取下げをするときは、市長に補助金交付申請取下届出書(様式第4号)を提出することにより申請を取り下げることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の返還)

第10条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象経費にかかる通学定期券の解約又は変更をしようとするとき、第3条に定める補助対象者ではなくなったとき、別表の第2項、第4項、並びに第6項から第8項までのいずれかの事由が発生したとき(第4項及び第7項については、18歳に達する日の属する年度の3月1日以降に修了をしたときを除く。)は、補助金返還事由申出書(様式第5号)により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申し出があったときは、既に補助金を交付している場合においては、第5条の規定を準用して算出する相当額について、補助金返還請求通知書(様式第6号)により補助金の返還を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、市長は、期日を定めて返還を命ずるものとする。

3 第1項の規定により交付決定の取消しを行った者に対しては、市長は、当該決定以降、本補助金の申請を受け付けないことができる。

(必要な調査等)

第12条 市長は、地方自治法第221条第2項に基づき、必要な限度において、第8条の補助金の交付を受けた者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(施行細目の委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(補助対象経費)

- 1 第4条第2項に、「4月1日から3月31日までの間のもの」とあるのは、令和4年度に限り「令和4年9月1日から令和5年3月31日までの間のもの」と読み替える。なお、有効期間の始期が9月1日以前のもので有効期間が9月1日以降にまたがるものは、令和4年度の補助対象とする。

(補助金の額)

- 1 第5条第1項中「144,000円」とあるものは、令和4年度に限り「84,000円」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費の算出（第4条関係）

項	事由	補助対象経費の算出方法
1	年度をまたぐ定期券を購入したとき	4月1日から3月31日までの期間を算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。
2	生活保護法、神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助制度その他の法令、補助制度等により通学定期券の購入に要する経費にかかる補助金等が交付されるとき	当該交付を受ける月を除いた期間を算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。
3	対象高校生等が住民基本台帳法第22条に規定される転入をし、転入届を神戸市長に届け出たとき	転入をした日の属する月の翌月からを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、16歳に達する日の属する年度の4月末日までに転入及び入学をしたときは、その4月も算出対象期間に含める。
4	対象高校生等が住民基本台帳法第24条に規定される転出届を神戸市長に届けて、転出をしたとき	転出をした日の属する月の前月までを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、18歳に達する日の属する年度の3月1日以降に修了及び転出をしたときは、その3月も算出対象期間に含める。
5	対象高校生等が学校教育法施行規則（以下「省令」という。）第90条（省令第179条により準用する場合を含む。）、第110条、第181条等に規定される入学をしたとき	入学をした日の属する月の翌月からを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、16歳に達する日の属する年度の4月末日までに入学をしたときは、その4月も算出対象期間に含める。
6	対象高校生等が省令第94条（省令第113条及び第179条により準用する場合を含む。）、第181条等に規定される休学又は退学をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・休学をした日の属する月から休学を終え復学した日の属する月までを除いた期間を算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。 ・退学をした日の属する月の前月までを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。

7	対象高校生等が省令第 96 条（省令第 113 条による準用する場合を含む。）、第 183 条の 2 等に規定される高等学校等の全課程の修了をしたとき	修了した日の属する月の前月までを算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。ただし、18 歳に達する日の属する年度の 3 月 1 日以降に修了したときは、その 3 月も算出対象期間に含める。
8	対象高校生等が省令第 92 条（省令第 113 条による準用する場合を含む。）等に規定される転学をしたとき	転学をした日の属する月を除いた期間を算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。
9	対象高校生等が通信制の課程に在学するとき	在学する高等学校等により 12 日以上が通学が証明される月のみ算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。

- ・日割りにより求める。
- ・計算に関して 1 円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。

神戸市長 宛

神戸市高校生等通学定期券補助金交付申請書

申請者（保護者）

〒			
住所			
フリガナ			高校生等との続柄
名前			
生年月日	年	月	日
電話番号			
メールアドレス			

神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱第6条の規定に基づき、本書のとおり申請します。

申請にあたり、下記の4つの項目に同意・宣誓します。

- 申請資格の確認のため、対象となる高校生等に関する住民登録、ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金の受給状況、生活保護受給状況に関する記録を市が確認すること
- 市が高等学校等に内容確認を行うこと
- 福祉乗車証や特別支援教育就学奨励費等で、通学費にかかる支援を受けていないこと
- 虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、全額を返還すること

対象の高校生等

フリガナ					
名前	生年月日	年	月	日	
学校名					
学校種別 を選択し てくださ い	<input type="checkbox"/>	①高等学校（全日制・定時制・通信制）			
	<input type="checkbox"/>	②高等専門学校（第1学年～第3学年）			
	<input type="checkbox"/>	③中等教育学校（後期課程）			
	<input type="checkbox"/>	④専修学校（高等課程）			
	<input type="checkbox"/>	⑤外国人学校			
住所	保護者の住所と異なる場合に記入してください。 〒				

補助金振込先（申請者（保護者）の口座に限る）

金融機関名			銀行		支店・支所
口座種別	<input type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	当座	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	貯蓄	<input type="checkbox"/>	その他（	）
口座名義(カタカナ)			口座番号		

提出書類の確認（申請前に提出書類がそろっているか確認してください。）

- 学校が通学区間を確認した書類（学生証の通学定期券発行控え等）と、申請を行う定期券のうち有効期間が最も新しい定期券**

ただし、下記①または②に当てはまる場合は、対象期間の全ての定期券の添付が必要です。対象期間の全ての定期券を添付する場合は、学校が通学区間を確認した書類は必要ありません。

- ①転居・転学した場合や、通学経路を途中で変更した場合
- ②同じ交通機関・区間であっても、定期券の購入期間の種別（1・3・6か月・1年等）や定期券の金額に変更がある場合※

※学期定期利用の場合は、定期券の金額に変更がある場合となります。

- 【通信制高校に通学をしている場合】

通学日数証明書（学校が発行する対象月の通学日数が月12日以上であることを証明するもの※
※月12日以上の出席を証明する書類の添付がない月は、補助対象となりません。

【質問1】対象期間中の、対象となる高校生等の状況についてお答えください。

①転入・転出、市内転居、転学・休学・退学、経路変更 ②他の制度で当該定期券の経費について、支援・補助を受けている ③通信制高校に通学 のいずれかに該当しますか？
(該当する項目にチェックしてください)

- 該当しない
 該当する (該当する にチェックした方は、(1)へ)

【質問2】質問1で該当するにチェックをした方のみお答えください。

(1) 以下の項目で該当するはありましたか？
(該当する項目にチェックして、その時期を記入してください。)

神戸市への転入 年 月 日
※住民登録日か、学校転入日の遅い方を入力

神戸市から転出 年 月 日
※住民登録日か、学校転出日の早い方を入力

神戸市内での転居
転居前の住所

入学 年 月 日

修了(卒業) 年 月 日

転入・転出を伴わない転学(転入学・編入学)(a) 年 月 日
転学前の学校名

((a)に該当する場合) 学校種別 ()

休学 年 月 日 ~ 年 月 日

退学 年 月 日

経路変更(転居を伴わないもの) 1回目 年 月 日
// 2回目 年 月 日

(2) 受けているまたは現在申請中の支援、補助制度があればにチェックしてください。

- ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金
 生活保護
 その他 ()

(2)-2 (2)で支援・補助を受けた期間を記入してください。現在申請中の方は、現在申請中 にチェックしてください。

4月 5月 6月 7月
 8月 9月 10月 11月
 12月 1月 2月 3月

※(2)-2でチェックの入った月は、「高校生等通学定期券補助」が受けられません。
 現在申請中 (月から支援・補助を受ける予定)

(3) 通信制高校に通学している場合はにチェックしてください。

- 通信制高校に通学 (通信制高校に通学 にチェックした方は、(3)-2へ)

(3)-2 (3)通信制高校に通学 にチェックした場合は、各月の通学日数を記入してください。

4月	日	5月	日	6月	日	7月	日
8月	日	9月	日	10月	日	11月	日
12月	日	1月	日	2月	日	3月	日

必ず記入してください。

対象月、対象月数、補助対象経費合計

対象月(ア)	<input type="checkbox"/> 4月	<input type="checkbox"/> 5月	<input type="checkbox"/> 6月	<input type="checkbox"/> 7月
	<input type="checkbox"/> 8月	<input type="checkbox"/> 9月	<input type="checkbox"/> 10月	<input type="checkbox"/> 11月
	<input type="checkbox"/> 12月	<input type="checkbox"/> 1月	<input type="checkbox"/> 2月	<input type="checkbox"/> 3月
対象月数(イ)	か月 (ア)の月数を記入してください。			
補助対象経費合計(ウ)	円			全ての定期券の補助対象経費(C)の合計を記入してください。

申請金額

申請金額	円
------	---

- ・補助対象経費合計(ウ)から対象月数(イ)×@12,000円を差し引いた額の2分の1を記入してください(100円未満は切り捨て)。
- ・申請金額が1,000円未満の場合、補助の対象となりません。

対象期間中の全ての定期券について記載してください

【定期券 枚目】

該当する項目にチェックの上、記入してください。

市内転居した場合		<input type="checkbox"/> 市内転居前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/> 市内転居後の経路にかかる定期券
転学した場合		<input type="checkbox"/> 転学前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/> 転学後の経路にかかる定期券
経路変更した場合	1回目	<input type="checkbox"/> 経路変更前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/> 経路変更後の経路にかかる定期券
	2回目	<input type="checkbox"/> 経路変更前の経路にかかる定期券
		<input type="checkbox"/> 経路変更後の経路にかかる定期券

紛失等によりこの定期券と重複する定期券がある場合 枚目と重複

利用 交通機関名	<input type="checkbox"/> 市営地下鉄 <input type="checkbox"/> JR <input type="checkbox"/> 山陽電鉄 <input type="checkbox"/> 市バス <input type="checkbox"/> 神鉄バス <input type="checkbox"/> その他 () <small>※スクールバスは対象外です</small>	<input type="checkbox"/> ポートライナー <input type="checkbox"/> 阪神電車 <input type="checkbox"/> 神戸電鉄 <input type="checkbox"/> 神姫バス <input type="checkbox"/> 阪神バス	<input type="checkbox"/> 六甲ライナー <input type="checkbox"/> 阪急電鉄 <input type="checkbox"/> 神戸高速鉄道 <input type="checkbox"/> 山陽バス <input type="checkbox"/> 阪急バス
購入区間	~		
定期券券面 期間(A)	年	月	日 ~ 年 月 日
定期券券面 金額(B)	円		
補助対象経費 (C)	円		

- ・定期券券面期間(A)が対象月(ア)内の場合は、(C)は(B)と同額を記入してください。
- ・定期券券面期間(A)が対象月(ア)外にまたがる場合は、
神戸市ホームページにある計算ツールで補助対象経費を算出して、(C)欄に記入してください。
- ・重複して定期券を購入されている場合は、重複分を差し引くため、補助対象経費が異なる場合があります。

補助金交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長 久元 喜造

年 月 日付で申請のあった神戸市高校生等通学定期券補助金については、次のとおり交付することに決定したので、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 補助金交付決定額	円
2. 対象高校生等の名前	
3. 交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・本通知の決定を受けた後において、要綱第10条第1項の申出事由が生じた場合は、補助金返還事由申出書により市長に申し出ること。・要綱第10条第2号又は第11条第2項に規定する補助金の返還が生じた場合は、市長からの請求に基づき、期限内に市長の定める方法で納付すること。・上記のほか、神戸市補助金等の交付に関する規則及び要綱に従うこと。

補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長 久元 喜造

年 月 日付で申請のあった神戸市高校生等通学定期券補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

1. 対象高校生等の名前	
2. 不交付とした理由	

補助金交付申請取下届出書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	〒 -
申請者名	
対象高校生等の名前	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった神戸市高校生等通学定期券補助金について、神戸市補助金等の交付に関する規則第9条の規定に基づき、補助金交付申請を取下げたいので、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき届け出ます。

取下げの理由	
--------	--

補助金返還事由申出書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	〒 -
申請者名	
対象高校生等の名前	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった神戸市高校生等通

学定期券補助金について、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）

第10条第1項の規定に基づき、次のとおり返還の事由が生じたので申し出ます。

記

1. 返還の事由 ※該当するものにチェック (その他の場合は理由を 記入すること)	<input type="checkbox"/> 補助対象経費にかかる通学定期券の解約又は変更 <input type="checkbox"/> 要綱第3条に定める補助対象者でなくなった <input type="checkbox"/> 要綱別表の事由の発生 (<input type="checkbox"/> 第2項 <input type="checkbox"/> 第4項 <input type="checkbox"/> 第6項 <input type="checkbox"/> 第7項 <input type="checkbox"/> 第8項) <input type="checkbox"/> その他 ()
2. 補助金等の額	() 円 円
3. 添付書類	・様式第1号(申請者情報及び変更項目を記載したもの) ・要綱第6条第1項第2号から第4号までに規定する書類

(注) 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助金返還請求通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長 久元 喜造

年 月 日付の神戸市高校生等通学定期券補助金にかかる返還事由の申し出を受け、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金の返還請求について通知します。

記

1. 対象高校生等の名前		
2. 補助金等の額	当初交付決定額	円
	申出後交付決定額	円
	差引交付決定額	円
	補助金返還請求額	円
3. 交付の条件	・ ・本表に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）の表第3項「交付の条件」のとおりとする。	

補助金等交付決定取消通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長 久元 喜造

年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市高校生等通学定期券補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1. 対象高校生等の名前	
2. 補助金等の額	円
3. 取消しの理由	